プロポーザルの実施に係る提案書の募集について

次のとおり、プロポーザルを実施しますので、参加希望者から提案書を募集します。

令和５年８月８日

富山市病院事業管理者　石田　陽一

１　事業概要

（１）事業名

富山市民病院サービス施設設置運営事業

（２）事業内容

①　日用品類、食品類、新聞雑誌類等の販売（以下、「売店事業」という。）

②　店舗内調理による飲食物の提供（以下、「飲食店事業」という。）

③　イートインスペースの設置及びその環境整備等

④　事業者から提案された独自サービスについて、病院事業局と協議の上実施を決定した事業。

※詳細は別紙「富山市民病院サービス施設設置運営事業仕様書」のとおり。

（３）発注課

富山市病院事業局管理部契約出納課

（４）契約形態及び期間

契約形態は、地方自治法２３８条の４第２項及び借地借家法第３８条第３項の規定による行政財産を対象とした定期建物賃貸借契約とします。

貸付期間は、原則として、令和６年４月１日から令和１１年３月３１日までの５年間を原則とします。

※ただし、事業の開始に当たり機器の導入等の相当な初期費用が必要と病院事業管理者が特に認めたときは原則７年以内とします。

（５）貸付料等

ア　貸付料

当院の１㎡当たりの貸付単価に貸付面積を乗じて得た額とします。なお、貸付単価は、当院の固定資産税の課税標準額及び当院の建物資産価額等に基づき、毎年度見直すものとする。

【参考】令和５年度建物貸付単価：１８，５５７円／㎡（年額、税込）

※ただし、店舗内に設置するイートインスペース（食席）に相当する面積については、売店及び飲食店利用客とそれ以外の病院利用者が共有できるスペースとなるため、貸付

面積には含まないものとする。

イ　売上手数料

月次の売上金額（売店及び飲食店）に、提案競技に基づき決定した売上手数料率を乗じて得た額とする。

ウ　光熱水費（電気、ガス、水道等）

月次の使用量に、当院の光熱水費単価を乗じて得た額（実費）とする。

（６）施設概要等

①　施設名等

富山市今泉北部町２番地１　富山市立富山市民病院

②　建物構造

鉄骨鉄筋コンクリート、一部鉄筋コンクリート造

地下１階、地上８階（一部２階、３階及び４階建）

③　病床数

５４５床

④　認定事項

日本医療機能評価機構認定病院等

⑤　駐車場

４７２台駐車可能（現駐車可能台数）

※設置事業者の事業のための駐車場利用は禁止。

⑥　患者数等

入院　延べ１３０，０６８人、外来　延べ２１２，４８８人（令和４年度実績）

職員等　約９００人（委託事業者等は除く）

【参考】コロナ禍前の患者数

入院　延べ１４９，０４０人、外来　延べ２４４，５９０人（令和元年度実績）

⑦　面会時間

原則午後２時から午後８時まで

⑧　店舗面積

売　店：２３０㎡（うち厨房部分６３㎡）※現食堂部分

飲食店：　８５㎡　※現コーヒーショップ部分

２　資格要件

（１）参加者に必要な資格

ア　富山市競争入札参加資格者名簿に登載された者であること。（参加表明書提出時点に競争入札参加資格者名簿登載者でない者は、参加表明書提出前に富山市契約課に入札参加資格審査申請を行うこと。）

イ　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項各号のいずれかに該当する者でないこと。

ウ　富山市病院事業局競争入札参加有資格者指名停止要領に基づく指名停止期間中でないこと。

エ　本件プロポーザルに参加しようとする他の者との間に次に規定する資本関係又は人的関係のいずれにも該当しないこと。

①　親会社（会社法（平成１７年法律第８６号）第２条第４号に規定する親会社をいう。以下同じ。）と子会社（同法第２条第３号に規定する子会社をいう。以下同じ。）の関係にある場合（子会社が民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定による再生手続開始の決定又は会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定による更生手続開始の決定（②において「民事再生法等の再生手続開始の決定」という。）を受けた会社である場合を除く。）

②　親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合（子会社の一方が民事再生法等の再生手続開始の決定を受けた会社である場合を除く。）

③　一方の会社の役員（会社法施行規則（平成１８年法務省令第１２号）第２条第３項第３号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合（会社の一方が会社更生法の規定による更生会社又は民事再生法の規定による再生手続中の会社である場合を除く。）

１）株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

（ⅰ）会社法第２条第１１号の２に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

（ⅱ）会社法第２条第１２号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

（ⅲ）会社法第２条第１５号に規定する社外取締役

（ⅳ）会社法第３４８条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

２）会社法第４０２条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

３）会社法第５７５条第１項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第５９０条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

４）組合の理事

５）その他業務を執行する者であって、1)から4)までに掲げる者に準ずる者

④　一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法又は民事再生法の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。

（２）履行に当たり必要な要件

ア　事業実績等

（ア）令和５年４月１日時点で、病床数が２５０床以上の病院における売店事業又は飲食店事業の運営実績を有すること。

（イ）同一病院において連続する５年以上の売店事業又は飲食店事業の運営実績を有すること。

イ　出店期間

経営基盤が安定し、貸付期間の始期から５年以上出店が可能であること。

ウ　許認可等の取得状況

飲食店事業を営むに当たり、食品衛生法等の関係法令に基づき必要な許認可（届出を含む）等については、応募の時点でこれらを保有していること。

3　日程及び事務手続

（1）事業説明資料

ア　交付期間

令和５年８月８日（火）午前９時から同年８月１７日（木）午後５時まで

イ　交付場所及び方法

契約出納課において直接交付します。又は、富山市民病院や富山市の公式ウェブサイトからダウンロードしてください。

※テナントエリア周辺の各種設備（給排水・衛生、電灯、動力、コンセント、都市ガス、空調、空調配管）平面図については、希望する事業者に電子メールで送付します。件名を「各種設備平面図希望（○○○）」（○○○は事業者名）として、本要領末尾に記載のメールアドレスまでご連絡ください。

（2）現地説明会

ア　開催日

令和５年８月１８日（金）又は同年８月２１日（月）のいずれかで、病院事業局が指定する日（予定）

※当院の都合により、日程等を変更する場合があります。

※開催日時等の詳細は、申込者へ別途連絡します。

イ　場所

富山市民病院内

ウ　参加者

１参加者につき３名以内とします。

エ　その他留意事項

見学希望の場合は、契約出納課担当者に電話で事前に申し込むこと。

※現地説明会では、写真、動画撮影及び録音を禁止します。テキストのメモをとることは差し支えありません。

（3）参加表明書

ア　受付期間

令和５年８月１４日（月）午前９時から同年８月２３日（水）午後５時まで（必着）

イ　受付場所及び方法

契約出納課へ直接持参すること。郵送による提出も可とします。

※持参の場合の受付時間は、土曜日、日曜日、祝日を除く日の午前９時から午後５時までとします。

※郵送の場合は、８月２３日（水）必着とします。また、収受確認のため、送付後に契約出

納課担当者に電話による連絡をしてください。

（４）参加表明書提出者の提案資格確認結果の通知

令和５年８月３０日（水）までに郵送で通知します。

（５）質問書

指定した期間内に、「質問書」をファックス又はメールにて提出してください。

※上記以外の方法による問合せには、一切応じませんのでご了承ください。

ア　受付期間

令和５年８月８日（火）午前９時から同年８月２９日（火）午後５時まで

イ　受付場所

参加表明書に同じ

※メールで質問する場合には、タイトルを「富山市民病院サービス施設設置運営事業提案競技質問書（○○○）」（○○○は事業者名）としてください。

ウ　回答方法

回答は質問者に対して、ファックス又はメールで行います。また、質問者の事業者名を伏せた上で富山市民病院及び富山市公式ウェブサイトで公表します。

（６）提案書について

ア　受付期間

令和５年８月２４日（木）午前９時から同年９月２５日（月）午後５時まで（必着）

イ　受付場所及び方法

契約出納課へ直接持参すること。郵送による提出も可とします。

※持参の場合の受付時間は、土曜日、日曜日、祝日を除く日の午前９時から午後５時までとします。

※郵送の場合は、８月２５日（月）必着とし、一般書留又は簡易書留で送付してください。

ウ　提出書類

提案書（様式第３号）及び参考資料

※資料は各１０部ご用意ください。用紙サイズはＡ４又はＡ３とし、Ａ３の場合には折りたたみＡ４サイズとなるようにしてください。

※提出した提案書と同内容の電子データ（ＰＤＦファイル形式）をメールにて提出すること。なお、提出の際、件名を「富山市民病院サービス施設設置運営事業提案競技提案資料の送付（○○○）」（○○○は事業者名）としてください。

エ　記載内容

別紙「富山市民病院サービス施設設置運営事業仕様書」を参照すること。

※選考委員会による審査の公平性を保つため、提案書には住所や事業者名等を一切記載しないでください。

（７）ヒアリング

提出された提案書をもとに、選考委員会によるヒアリングを行います。

ア　実施日時

令和５年１０月４日（水）（時間及び場所は別途通知します。）

イ　実施方法

３０分以内（プレゼンテーション２０分、質疑回答１０分）

ウ　留意点

・プレゼンテーションの際は、自らの名称を明らかにしないでください。
・説明員は３名以内としてください。
・プレゼンテーションの内容は提案書に記載した内容のみとし、それ以外の資料の配付、投影はしないでください。
・パソコン、プロジェクター、スクリーン、ＨＤＭＩケーブル、机、椅子等については病院事業局が用意します。その他の必要機器は各事業者で準備してください。

（８）選定方法及び結果の通知

ア　受託候補者の選定方法

選考委員会を開催し、提出書類、ヒアリング及び質疑回答による審査を行い評価します。評価基準、項目及び配点は別添の「提案書評価採点基準表」のとおりです。

イ　最低選定基準点

合計１，５６０点のうち９３６点（６割）

ウ　結果通知

選考委員会の評価結果については、提案者すべてに特定（非特定）結果を文書で通知します。

なお、実施結果については、結果通知後に非特定者の参加者の名称を伏せた上、富山市民病院及び富山市公式ウェブサイトで公表します。

４　選考委員会委員職氏名

委員長	病院事業管理者	石田　陽一
副委員長	院　　長	藤村　隆
委　　員	富山県立中央病院 職員労働組合書記長	柴田　直希
委　　員	財務部次長	笠間　信行
委　　員	福祉保健部次長	片山　正和
委　　員	公益社団法人富山県看護協会 富山県ナースセンター センター長	境　　信子

5　失格事由

次のいずれかに該当する場合は、参加者としての資格を失い、提案することはできません。

①　参加資格要件を満たしていない場合

②　提出書類に虚偽又は不正があった場合

③　委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

④　他の参加者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合

⑤　実施要領の内容を遵守しない場合

⑥　その他選考委員会が不適格と認める場合

6　その他

（1）提案書等の作成及び提出並びに返却に係る費用は、参加者の負担とします。

（2）事業候補者となった者が提出した書類は返却しません。

（3）提案書等の情報公開の請求があった場合は、個人情報及び法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものなどを除き公開することがあります。

（4）企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとします。ただし、事業候補者に特定された者が作成した企画提案書等の書類については、病院事業局が必要と認める場合には、事業候補者にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとします。

(担 当) 契約出納課管財契約係
(電 話) ０７６－４２２－１１１２
(メール) byoinkeisui@city.toyama.lg.jp